

(別記様式)

[Ⅱ. 4]

項目	(5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野 ①競争政策分野 ア 公正取引委員会の審判制度の見直し【平成 20 年度措置】
修正案	ア 公正取引委員会の審判制度の見直し【平成 20 年度措置】 審判制度は、平成 17 年の独占禁止法改正前は行政処分を行う前に審判を行い、その審理を経て、審決により排除措置・課徴金納付を命じる事前審査型の審判方式であった。そして、平成 17 年の独占禁止法改正により、公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令という行政処分が行われた後、不服がある場合に被処分者の請求により審判を行う不服審査型の審判方式へと変更された。 しかし、依然として、公正取引委員会の審判を経たことによって、審級が省略される制度であることには変わりはなく、憲法上保障されている裁判を受ける権利の趣旨を政策的により的確に実現していくという目的とは必ずしも整合する制度とはなっていない。 したがって、上記目的の実現を図るため、処分の名あて人が自らの判断により、ふさわしいと考える争訟手段を選択することができるよう、公正取引委員会の審判と直接審判を経ないで裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法との間の選択制を導入すべきである。
修正理由	独占禁止法改正法附則第 13 条に鑑み、内閣官房長官の下で内閣府独占禁止法基本問題懇談会が開催されてきたが、同懇談会報告書は、独占禁止法上の行政処分に際して審判制度を設ける方式と、審判制度を設けず地方裁判所に直接取消訴訟を提起する方式がある中で、以下の理由から審判制度を設けることが適当と結論付けている。 ①独占禁止法については、高度な専門性に基づく執行・判断が求められるところ、実質的証拠法則を伴う審判制度は、公正取引委員会による事実認定を尊重することを通じて、高度な専門性に基づく執行・判断を担保するとともに、審判制度により紛争の早期解決を図ることができること ②審判制度が審決の蓄積等を通じて法解釈の形成に果たしてきた役割は大きく、事前規制型社会から事後規制型社会への移行が進む中で、その役割はますます増大すること ③独占禁止法の執行に当たっては独立性・中立性が重要な要素であり、公正取引委員会が独立行政委員会であることが競争政策の定着に大きく貢献したところ、準司法的機能を持つことは公正取引委員会の独立性を認める主要な根拠の一つであること ④不服審査型審判方式を採用する場合には、取消訴訟と異なり、裁量権の濫用等の問題だけではなく、原処分が競争秩序の回復のために妥当であるか否かなど、幅広い事項が審理の対象になるため、より適切な処分が担保されやすくなること 公正取引委員会としては、この報告書の考え方に従って独占禁止法の見直しを行っていくことが適当であると考えており、公正取引委員会の審判と直接審判を経ないで裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法との間の選択制を導入することは適当ではないと考える。

(別記様式)

[Ⅱ. 4]

項目	(5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野 ①競争政策分野 イ 独占禁止法の課徴金制度の見直し【平成 20 年度措置】
修正案	イ 独占禁止法の課徴金制度の見直し【平成 20 年度措置】 課徴金制度は、独占禁止法の制定当初より導入されていた刑事罰に加えて、昭和 52 年の独占禁止法改正により新たに導入された制度であり、その時以来、課徴金と刑事罰が併存・併科される仕組みとなっている。 しかし、独占禁止法違反行為に対する措置としては、抑止という目的からも、制裁という目的からも、違反行為に応じた金銭的不利益処分を課す方法が効果的であり、また、当該方法によって、上記二つの目的は十分に達成し得るものと考えられる。 したがって、課徴金と刑事罰が併存・併科される現行制度を改め、法人に対しても個人に対しても、課徴金制度に一本化すべきである。
修正理由	独占禁止法改正法附則第 13 条に鑑み、内閣官房長官の下で内閣府独占禁止法基本問題懇談会が開催されてきたが、同懇談会報告書は、以下の理由から、課徴金と刑事罰の併科方式を維持し、違反行為に対しては課徴金を賦課することにより機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科するという役割分担とすることが、違反抑止の観点からは効果的であると結論付けている。 ① 我が国における他の法制度においても、重加算税等のように行政上の金銭的不利益処分と刑事罰が併科され得る仕組みとなっているものも存在し、独占禁止法についても違反行為を抑止する観点から、より効果的な仕組みを採用すればよいと考えられること ② 刑事罰を科されること、行政上の不利益処分を受けることは、いずれも社会的に不名誉なことであるが、刑事罰を科されることは道義的非難に値する犯罪を行った者であるとしてレッテルを貼るものであるため、行政処分を受けることと比べてその不名誉の意味合いが異なり、法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいと考えられ、特に、刑事罰の適用が活発に行われている現状において、法人処罰規定を廃止することは、我が国の立法政策として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねず、適当でないと考えられること ③ カルテル等の違法行為があった場合に必ず刑事罰が適用されるわけではなく、また、法人に対する刑事罰の上限は 5 億円であり、刑事罰のみでは十分とはいえないこと 公正取引委員会としては、この報告書の考え方に従って独占禁止法の見直しを行っていくことが適当であると考えており、課徴金と刑事罰が併存・併科される現行制度を改め、課徴金制度に一本化することは適当ではないと考える。

(別記様式)

[Ⅱ. 4]

項目	(5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野 ①競争政策分野 ウ 私的独占・不公正な取引方法の要件明確化【平成 20 年度措置】
修正案	ウ 課徴金の対象となる行為類型の考え方の明確化【逐次実施】 私的独占・不公正な取引方法の要件明確化【平成 20 年度措置】 上記イのとおり、 課徴金制度は昭和 52 年に導入されたが、導入以来、現在に至るまで数度にわたって強化改正が行われ、今後もその制度の在り方についての検討が行われることが予想される。 しかし、課徴金の対象とされる私的独占や不公正な取引方法は、法令上で定める要件が抽象的であるため、事業者にとって法適用の予測可能性に欠けるものとなっている。 したがって、私的独占や不公正な取引方法のうち、特にを高めるため、今後課徴金の対象とな っている行為類型については、必要に応じて考え方要件の明確化を図るべきである。
修正理由	公正取引委員会は、事業者・事業者団体にとっての法適用の予測可能性を高め、違反行為の防止を図ることを目的として、独占禁止法適用の具体的な考え方を示した各種ガイドラインを策定・公表してきているところ、新たに課徴金の対象とすることを予定している行為類型に関し、どのような行為が課徴金の対象となるのか等についても、必要に応じてガイドライン等により考え方を明らかにすることにより、事業者・事業者団体にとっての法適用の予測可能性を高めることが求められているため。

(別記様式)

[Ⅱ. 4]

項目	(5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野 ① 競争政策分野 オ 不当景品類及び不当表示防止法の景品類限度額等条件の緩和【平成20年度措置】
修正案	オ 不当景品類及び不当表示防止法の景品類限度額等条件の緩和【平成20年度措置】 不当景品類及び不当表示防止法第3条及び「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)第2項に基づき、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超える場合においては10万円)を超えてはならないとされている。 しかし、一般消費者の景品に対する期待感が向上していること、景品製作にかかる費用が上昇していることに加え、その手法や程度が適当なものである限り、競争にとっては基本的に中立あるいは促進的に機能するものと考えられる。 したがって、不当景品類及び不当表示防止法における懸賞による景品類の最高額等の制限については規制を緩和すべきである。
修正理由	<p>懸賞付き販売については、すべての顧客に景品類が提供されるものではないので、高額な景品類の提供が可能であり、また、懸賞に応募する消費者にとっては、景品類を獲得できるか否かは偶然不確定であるので、大きな利益が手に入るかもしれないという心理的要因が大きくなる。</p> <p>このため、懸賞付き販売が過度になると、消費者の購買心理に強い影響を与え、景品類の額によって商品・サービスが選択される程度が高まることが考えられる。</p> <p>当委員会がこれまで各消費者団体との意見交換を通じて把握している限りでは、懸賞付き販売についてその最高額を引き上げることは、消費者の射幸心を一層煽るものとして大きな懸念が寄せられているところであり、「一般消費者の景品に対する期待感」が現行の制限額を超えるような形で高まっているとは考えられない。</p> <p>①平成8年2月に、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)を一部改正し、提供できる景品類の最高額をそれまでの5万円から10万円に引き上げたところ、現在の物価水準は平成8年2月の改正当時と比べて大きく上昇しているわけではないことから、既存の物品等を景品類として提供する場合には提供できる景品類の最高額の引上げを考慮する事情があるとは認められないこと、②景品類の製作費についても大幅に上昇しているとは考えにくいことを踏まえれば、懸賞により提供できる景品類の最高額の引上げを考慮する事情があるとは認められない。</p> <p>以上のことから、現行の規制は、「その手法や程度が適当なもの」であると考えられ、景品類の最高額等について緩和の必要性を認めない。</p>